

# コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

## 凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）	信用命令
農業協同組合法施行令第10条第11項第5号及び第62条並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第15条の5第2項、第16条第2項及び第4項から第6項まで並びに第17条第1項及び第2項の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める件（平成26年金融庁・農林水産省告示第10号）	告示第10号

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>●農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等</b>		
<b>▼第16条第6項関係（ルックスルー）</b>		
1	<p>ファンド等のルックスルーを実施した場合の具体的な事例として以下の理解でよいか。 （事例1） 同一ファンド内のA社の社債（基準自己資本額の0.25%以上）、A社の株式（基準自己資本額の0.25%未満）が構成資産である場合、社債部分はA社への信用供与等、株式部分はファンド自体への信用供与と認識する。 （事例2） 各ファンドにてA社の社債が複数存在する場合、あくまでファンドごとにA社の社債が基準自己資本額の0.25%を超えるかどうかを判定するものとし、各ファンドのA社の社債を合算（名寄せ）して判定はしない。</p>	貴見のとおりです。
2	<p>「金銭の信託」として債券や株式、受益証券等を保有している場合や、信託銀行の信託勘定向け貸出しを行っている場合については、告示第10号第4条の3第1項各号の対象取引とはならないため、同条第2項に基づくルックスルーは必要ないとの理解でよいか。</p>	「金銭の信託」であっても、告示第10号第4条の3第1項に掲げる取引に該当する取引であれば、信用命令第16条第6項に基づくルックスルーを行う必要があります。
<b>▼第17条第2項関係（信用リスク削減手法（CRM））</b>		
3	<p>信用リスク削減手法における「保証」を適用している場合で、被保証額を原債務者への信用供与額から控除の上、当該控除額を保証提供者（保証会社等）への信用供与額と認識する場合、以下の算出方法となるとの理解でよいか。 （前提条件） 債務者Aへの貸出金：1,000万円 保証会社B（格付：A格 リスクウェイト：50%）による保証額：1,000万円（全額保証） ⇒債務者Aに対する信用供与額：500万円 （1,000万円－1,000万円×50%） ⇒保証会社Bに対する信用供与額：500万円 （1,000万円×50%）</p>	貴見のとおりです。
4	<p>現金担保付債券貸借取引（レポ取引）において、告示第10号第8条第2項第1号に基づき、現金担保部分を規制対象与信から全額控除可能であるとの理解でよいか。</p>	貴見のとおりです。
5	自己資本比率の計算において信用リスク削	自己資本比率告示では信用リスク削減手法は

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>減手法を適用している場合、大口信用供与等規制との関係で当該削減手法の適用をやめるとすることは可能との理解でよいか。</p>	<p>「適用することができる」とされており、その適用は各金融機関の経営判断によるものと考えられます。</p> <p>一方で、監督指針において、自己資本比率の計算に当たっては一貫した計算方法を求めていることにご留意ください。</p> <p>(参考) 系統金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅲ-4-7-2-(5) 自己資本比率及びレバレッジ比率の計算方法の一貫性</p> <p>例えば農中法自己資本比率告示、農中法レバレッジ比率告示、農協法自己資本比率告示における経過措置の適用等、自己資本比率又はレバレッジ比率の計算方法に関して系統金融機関に一定の裁量が認められている場合、合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した計算方法を採用しているか。</p>